

(様式第6号 別紙)

長崎県福祉サービス第三者評価結果報告

1. 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

2. 事業者情報

名称：ひまわり保育園	種別：認可保育所
代表者氏名： 本下 昭子	定員（利用人数）：60（名）
所在地：長崎県東彼杵郡東彼杵町宿郷362-1 Tel：0957-46-1485	

3. 総評

◇特に評価の高い点

1. 責任者としてのリーダーシップの発揮

当園は、認可保育園となって8ヶ月を迎える。昭和57年、無認可の保育園としての開設以来、園長のリーダーシップにより、定員増や延長保育など地域住民のニーズに応え運営している。今回、認可保育園となったことをきっかけに、定員増と保育環境の充実を目指し、園舎新築を計画している。また、園長の自宅や畑を活用し、子どもの楽しみを増やすなど、園の運営管理や子どもの保育に園長のリーダーシップの発揮がみられる。

地域の保育を担う新しい認可保育園となり、現在計画中的の新園舎には、園長の構想にある障害児保育や病後児保育の実現、更には認定こども園への発展も期待できる。

2. 理念・保育目標の周知

当園は認可保育園となる時に理念「心身ともども健康な子どもに育む」・保育目標3項目を策定している。その後、職員に文書として配布し、職員会議を行い再確認している。また、毎年の保護者会での説明、ホームページや園のしおりに掲載するなど保護者に対する周知も行っている。園は理念の下、日々の保育に努め、保護者への理解を得るよう努めている。

3. 自然豊かな保育環境

当園は長閑な地域にあり、田園に囲まれ、海や史跡公園など周辺に多くの社会資源があり、保育環境に恵まれている。子どもは園外活動で散歩に出かけ、日々、年齢ごとに季節の作物の生育を観察したり、海の様子や木々の変化に四季の移ろいを肌で感じ取ることができる環境にある。それぞれの発達過程に応じて、自然の中で豊かな人間性や感受性を構

築できる環境があることは特長といえる。

◇改善を求められる点

1. 子どもを中心に据えた保育のための仕組みと組織作り

当園は、園長の方針のもと、理念「心身ともども健康な子どもに育む」保育を主軸とした保育を行っている。ただし、認可保育園となって間もないこともあり、保育に関する手順書いわゆるマニュアルの整備や子どもの虐待防止・人権擁護に関するマニュアル、更には苦情受けから解決・フィードバックまでの流れに関するマニュアルの整備が遅れている。また、各種委員会など園の運営に必要な委員会等組織作りもこれからである。園が児童福祉法に基づき、子どもの最善の利益を守り、最もふさわしい生活の場となるよう、子どもを中心に据えた保育の仕組みや組織作りを推進することが待たれる。

2. 個別の記録と連動した計画と記録

現在、個別の保育指導計画を作成し保育にあたっているものの、その後の記録が不十分であり、指導計画の実効性、有効性等を評価、反省し、次の計画に繋げる仕組みがない。また、記録要領は口頭での指導に留まっている。今後は、指導計画に関する日々の記録を連動し、評価反省、次計画への反映の仕組みづくりが望まれる。また、記録の要領は口頭のみでなく、新任職員であつても差がないよう、書面化するなどの工夫に期待したい。

3. 職員が定着する職場作り

園の課題として、職員の定着がある。子どもの最善の利益を考える時に、職員が定着し、安定し継続した保育が重要と考えられる。同時に子どもを預ける保護者の安心感と園への信頼も日頃から相談できる職員がいることや子どものことを相互理解できている職員の存在も欠かせない。園として保育士が定着するために、賃金を上げるなどの努力が見える。しかし、それでも定着が困難な原因は何であるかを検討し、職員の意見が反映される保育や職員で組織する委員会活動など、職員のモチベーションを上げる工夫並びにチームワークの構築など働きやすい職場環境作りが待たれる。

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

認可保育園となったばかりで、まだマニュアル作りや環境、組織作り等、課題が山積みしております。今回の第三者評価結果を見た時に増々この課題が明確になり、早急に出来る事から取り組んで行きたいと思えます。

保育計画では、計画・記録・見直しを全員で話し合い、周知できるよう今まで以上に徹底した仕組みを検討します。

今年4月から各クラスの代表が集まり、1日の計画・流れ・連絡事項等の朝礼を行い、全員で周知する様にしています。又、以前から行っている次週の計画・行事等も反省を含め、今まで以上に掘り下げて計画しています。

苦情係も保護者・職員から7名選出し窓口を広く設けました。

園内にはモニターを取り付け、保育内容の見直し、危険防止等に役立てています。保護

者とは役員と一緒に、一年の計画等も話し合い、昨年に行っていなかった行事も計画し、楽しみにしております。

理念に掲げている「心身共に健康」とは、職員も健康であらねばなりません。それぞれが、心して互いに学び合う職場作りを目指します。

5. 各評価項目にかかる第三者評価結果
(別紙)

6. 利用者調査及び書面調査の概要
(別紙)

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

I 福祉サービスの基本方針と組織	
1 理念・基本方針	
(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価
①理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】 園の基本理念は「心身ともども健康な子どもに育む」であり、基本方針という名称ではないものの保育目標として、1)一人ひとりの性格・健康に留意し、体験を通し豊かな人間性と表現力を養う。 2)元気で明るく思いやりのある、素直な子どもになろう 3)食育を通して、感謝の気持ちを持ち、食べる楽しさを感じる。を掲げている。 この理念・保育目標は認可保育園となった時に策定しており、文書として職員に配布し、保護者には保育園のしおりに記載し、保護者説明会にて説明している。	
2 経営状況の把握	
(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価
①事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【コメント】 園長は、保育雑誌やメールの情報から、保育の動向や地域の待機児童について把握しており、また30年後には人口が減少するなど情報を得ている。ただし、社会福祉事業全体の動向となると、高齢者、障害者までは把握していない。	
②経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
【コメント】 経営課題の改善に向け、賃金体系の規程を修正し職員に報告している。園長は、職員の入れ替わりがあるため、職員の定着化を推進したいと考えている。そのため、職員の得意なことを伸ばすよう職員の採用面談で伝えている。平成26年度の理事会に提出した事業計画書には新園舎建て替えに向けた施設整備積立の計画が明示されているものの、当年度報告書にはその記載はない。また、平成27年度事業計画書は前年度事業報告書と同じ内容が記載されるなど、書面に不備が見られる。再度検証し、様式の検討が望まれる。	
3 事業計画の策定	
(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価
① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
【コメント】 園長は今年度、認可保育所となり新園舎を構想している。平成28年度には完成したいと考えており、障害児保育、病後児保育なども導入し、更には認定こども園も視野に入れている。 このように園長には中・長期に渡る多くの構想があるが、数値目標や具体的な工程などを詳細に記した中・長期計画としての計画書の作成は確認できない。 今後、構想を中・長期計画として明示し、実現までの問題点の解決や改善に向けた見直しを含め、取り組みに期待したい。	
② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
【コメント】 毎年度の事業計画は理事会に諮る資料でもあるため、作成されている。ただし、中・長期計画を実現するための単年度の事業計画という位置づけはこれからである。	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価
① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		c
【コメント】 事業計画は園長と主任で作成しており、職員は参画していないことが園長へのヒヤリングで確認できた。2月には補正予算を行い、会計士と事務職員を交えて協議している。事業計画の評価は年度末に次年度の事業作成時に行い、次年度に持ち越すなど行っている。ただし、平成27年度の事業計画については、不備があるため早期の検証と修正、今後の対策が求められる。また、事業計画の策定については、職員参画での仕組みを構築することが待たれる。		
② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。		c
【コメント】 毎年度の事業計画は保護者へ伝えることはない。今後は、行事だけでなく、園の事業計画についても保護者会などで周知し、理解を促すことに期待したい。		
4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価
① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		c
【コメント】 園は今年度初めて自己評価票に基づく自己評価と第三者評価受審に取り組んでいる。 今後は、園として保育の質の向上に向けて、組織として取組む体制の構築に期待したい。その際は、全職員による一人ひとりの自己評価を基に園の保育の質の向上に繋げることを重視し、PDCAサイクルの確立も望まれる。		
② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
【コメント】 第三者評価の受審は今回が初めてである。基本的には第三者評価結果を基に課題を明確にし計画的な改善策に取り組むものであるが、自己評価結果から出てきた課題について、迅速に対応し、3歳以上児に椅子を導入していることが確認できる。 今後は、本評価結果を基に更なる課題改善に繋がることを期待したい。		

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

II 組織の運営管理	
1 管理者の責任とリーダーシップ	
(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価
① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】 園長の経営方針は職員に常に表明している。園長の自らの役割については組織図から確認できるものの、園だよりなどには記名がない。 また、職員会議では自らの責任と役割を含む職務について説明している。ただし、職務分掌表の作成はこれからである。 今後は園だよりなどに園長としてのコメントや方針の表明などを行い、また、職務分掌表を作成するなど自らの役割と責任を表明し理解を図ることが望まれる。	
② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【コメント】 園長は遵守すべき法令等は把握しており、その観点から保育会から届く資料などを収集している。職員会議では個人情報保護について話したり、子どもの写真掲載は保護者から同意書を得るなど取組みが確認できる。ただし、虐待防止や身体拘束廃止、言葉のNGワード集などの必要な資料、研修等がない。今後は、園として、虐待防止や身体拘束廃止、言葉のNGワード集などの必要な資料、研修等を行うとともに、周知徹底し、遵守するための具体的な取組みが待たれる。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価
① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 園長は保育の現状について、評価・分析を行い、課題等はこれまでの経験や保育会、保育協会から得る情報などを活かして具体的な指導を行っている。 玩具や遊具については、興味を持っている職員が集まり、園庭の遊具を導入している。 ただし、園内に保育の質の向上のための具体的な体制はなく、今後の取組みが待たれる。	
② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 園長は経営の改善や業務の実効性の向上について、事務職員と協議する機会を設けている。園長自ら人員配置や環境整備に取組んでいることがヒヤリングから確認できる。ただし、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、園内の同様の意識を形成する取組みはなく、今後の検討が待たれる。	
2 福祉人材の確保・育成	
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価
① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
【コメント】 園として、必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方、人材の確保と育成に関する方針は確認できない。また、定着に向けた取組みは現在のところ行っていないことが園長のヒヤリングから聞き取れる。慢性的な人員不足は、当園に限ったことではないが、園として安定した人材確保は子どもたちへの質の高い保育に繋がると考えられる。園の人員体制に関する基本的な考え方や人材確保と育成に関する方針を確立し、方針に沿った人員体制の構築に期待したい。	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

② 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】 園の理念・保育目標に基づく「期待する職員像等」は確認できないものの、人事基準を明確に定め職員に周知している。一定の基準に基づき、職員を評価しており正規・非正規等本人の希望や了解のもと定めている。 今後は、園の理念・保育目標に基づく「期待する職員像等」を明確にし、職員に示すことで自らの将来の姿を描き、園での保育に従事できるよう取組みが望まれる。	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価
① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】 職員の就業状況は有給休暇や時間外労働も含め把握している。また、本人の就業への意向の把握は、正規・非正規ともに園長が年に1回の個別面談で聞き取っている。 職員の健康診断は年に1回実施しており、福利厚生として忘年会を開いている。また家庭の事情などワークライフバランスに配慮したシフトとなるよう心掛けている。園長は日頃から職員に感謝の気持ちを伝えており、働きやすい職場となるよう工夫している。ただし、現在は職員の悩み相談窓口を組織内外に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みはない。今後は、職員の悩み相談窓口を組織内外に設置するなど、職員が相談しやすいような環境の工夫が望まれる。	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価
① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
【コメント】 新年度に、職員一人ひとりが目標を設定し、発表しているが文書化していない。園長は全職員ではないものの、個別面談の中で個人目標を聞き取っている。ただし、その目標の達成に向けての進捗状況の確認や支援等を行われていない。今後は目標を明文化するとともに、職員に進捗状況を確認するなど、職員一人ひとりの育成に向けて、園としての仕組みを構築することが望まれる。	
② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c
【コメント】 職員の教育・研修に関する基本方針や計画はない。ただし、必要な研修には職員に受講を促し、年2回研修報告を行っている。組織として策定した教育・研修計画がないため、計画に対する評価・見直し等はない。今後は、園としての教育・研修計画を策定し、それに基づいた教育・研修の実施、評価、見直しの仕組みが望まれる。	
③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
【コメント】 園は、職員一人ひとりの技術水準、専門資格等を把握している。新任職員には主任がOJTを行っている。また、新人、中堅、障害児保育など職員によって、研修受講を促している。外部研修の案内は回覧し参加を推奨しており、職員が研修を受講できるよう配慮している。	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評価
① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
【コメント】 今年度、認可保育園となったため、まだ実習生の受入れは行っていない。来年度夏休みに実習生を受入る予定である。	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

3 運営の透明性の確保	
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価
① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】 運営の透明性を確保するために、ホームページの事業報告の中に決算報告も掲載している。また、第三者評価結果を公表する予定である。 園に対する意見・苦情・相談の体制は苦情解決実施要項に定めているものの、保育園のしおりには記載がなく、園だよりには苦情件数の表記のみとなっている。苦情受付の案内や意見箱は園内の玄関に設置しているが、保護者にとっては手取りにくい環境である。今後、園に対する意見・苦情・相談の受付から解決、フィードバックまでの流れをわかりやすく表わし、保護者に説明することが待たれる。また、地域に向けて園の理念・保育目標、活動などを説明する取組みにも期待したい。	
② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】 保育園の事務、経理、取引きに関することは経理規定に定めている。毎月、税理士による月次監査を受けており、必要に応じて相談し、助言を得ている。	
4 地域との交流、地域貢献	
(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価
① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】 園では地域との関わり方について基本的な考え方を文書化するまでには至っていない。町役場からの知らせや行事、イベントへの案内がある際には保護者にわかるよう玄関に掲示したり、時には配布している。園は老人ホームの慰問、鬼子母神祭り、海岸の清掃などに参加している。子どもたちで編成する鼓笛隊は地域の祭りでも人気がある。園長は地域の区長に鬼火焚きを回覧板で廻してもらおうよう依頼している。子どもが参加する行事やイベントには職員が同行し、安全に楽しめるよう援助している。	
② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】 園としてのボランティア受入れに関する基本姿勢は明文化していない。これまでに中学生の職場体験を受入れたことがある。今後は学生以外のボランティア受入れの可能性があるので、ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化するとともに、ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備することが望まれる。また、事故やアクシデントがないよう、ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行うことも期待したい。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価
① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【コメント】 園は、地域資源等の明示やリスト化までは行っていない。ただし、保育に必要な社会資源は、職員間で情報を出し合い、検討し共有している。 障害のある子どもや気になる子どもについては、職員が保護者と一緒に定期的に医療機関に出向いている。また、地域で開催される東彼保育会、東彼スーパービジョンの会では、他園の保育士と話し合う機会がある。	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価
① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。		b
【コメント】 園ではスペースを活用して、地域への子育て支援として園庭開放を行っている。また、毎月子育て支援のチラシを地域のスーパーマーケットや駅舎、コンビニエンスストア、公民館に設置しており、年に数回の問い合わせがある。		
② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。		c
【コメント】 民生委員・児童委員とは年に数回、会議を行い情報を収集している。ただし、園独自の公益事業は行っていない。		
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
1 利用者本位の福祉サービス		
(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価
① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。		b
【コメント】 園の保育要領に基づき、子どもを尊重した保育を提供することを職員は理解し、日々取組んでいる。ただし、子どもの尊重や基本的人権への配慮についてのマニュアルの整備はこれからである。子どもの人格や尊厳についての理解を深めるために、全職員でマニュアルの作成にあたるなどさまざまな取組みに期待したい。		
② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。		c
【コメント】 子どものプライバシー保護については、トイレにはドアがあり、羞恥心、プライバシーへの配慮が確認できる。ただし、子どものプライバシー保護に関するマニュアルの整備はこれからであり、職員への理解を図るための勉強会などもまだである。更に、子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等の整備と職員への研修もまだ行われていないことが確認できる。今後は、プライバシー保護、子どもの虐待防止等の権利擁護等のマニュアルの整備と共に、マニュアルを使用し職員への周知を図る取組みが待たれる。また、不適切な事案が発生した場合の対応方法なども周知徹底することが望まれる。		
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		第三者評価
① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。		b
【コメント】 保育利用の希望者に対して、園の理念や基本方針、保育内容などをホームページにて公開している。また、園庭開放や子育て相談のチラシを地域の各所に配置している。見学者には保育の時間割などを記したしおりを作成しており、わかりやすいよう工夫している。希望者に対しては、個別に説明しており、見学や一日利用など希望に応じている。		
② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。		b
【コメント】 保育の利用開始にあたり、3月に保護者会を開催し、園のしおりに沿って説明している。また、延長保育や短時間保育については行政の資料をもとに説明している。利用開始や変更時には保護者に同意書にサインを得ており、書面で保管している。		

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	c
【コメント】 保育園の移行については、移行先から質問等があった時に口頭や文書で報告している。また、卒園後の相談などには職員が個別に対応している。今後、利用者が移行後も円滑にサービスの継続が行われ、不利益が生じないよう体制作りの検討に期待したい。	
(3) 利用者満足の上昇に努めている。	第三者評価
① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 年1回の保護者会と、不定期ではあるものの年に数回、保護者役員会を開催し、行事についてヒヤリングしたり、保護者の意見を聴取している。表出した保護者の意見を基に、卒園式と子どもの発表会を一緒にした事例がある。また、役員会の意見を基に行事の反省や来年度に向けて検討している。 保護者の満足度に関する調査として、これまでにアンケート調査などは行っていないが、今年度は食育に関するアンケートを実施しようと計画している。仮装行列は保護者が主体的に関わり、行っている行事である。	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価
① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
【コメント】 苦情解決の体制として、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置していることが、苦情解決実施要項で確認できる。 園では保護者に向けて、苦情解決の流れを玄関に掲示している。玄関には意見箱を設置しているが、現在までに利用した保護者はいない。また、園だよりやホームページには苦情件数のみを公表しており、苦情受付から解決・フィードバックまでの流れは載っていないため、保護者にとってわかりやすいとは言いがたい。 今後は、保護者にわかりやすい説明資料を作成するとともに、公的機関等の苦情受付窓口として保護者に知らせるなど、早急な取組みが待たれる。更に意見箱の設置場所も保護者が利用しやすいよう検討することを期待したい。	
② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b
【コメント】 園として保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由を選べることをわかりやすく説明した文書の作成には至っていない。 保護者が相談や意見を述べやすいよう配慮し、相談場所を工夫している。降園のお迎えの際には、保護者と職員が話す場面が多く見られる。今後、保護者に対して複数の相談方法や相手を選択できることなどわかりやすい説明資料を配布することを期待したい。また、職員が相談等を受けたところからの流れを検討し、園としての仕組み作りにも期待したい。	
③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】 保護者の相談は職員が受け、その都度メモに残し職員間で共有している。保護者からの相談や意見は、その内容や重要度もあるが、職員、園長、理事長が共有すべきこともあると考えられる。また、共有、検討し、すみやかに対応することが重要と考えられる。今後、保護者の相談・意見に対する園の組織的かつ迅速な対応の確立が待たれる。また、対応マニュアルの整備にも期待したい。	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評価
① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c
<p>【コメント】</p> <p>過去1年間に骨折事故が発生しているが、行政への事故報告は行っていないことが園長へのヒヤリングから確認できた。</p> <p>職務分担表には、固定遊具園庭の安全係が明示されている。日々子どもへの危険を予測するためのリスクマネジメントについては、責任者が明確ではなく、リスクマネジメント委員会を設置するなどの組織的な取組みまでには至っていない。</p> <p>また、噛みつき記録はあるものの、日常の保育の中でのヒヤリハットの記録簿やリスク管理に伴うマニュアルの整備はこれからである。子どもの安全確保・事故防止のためのヒヤリハット、マニュアル等、職員も交えて検討する仕組みを作り、早期導入への取組みに期待したい。</p>	
② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>過去1年間に、インフルエンザが発生している。感染症対策について園長が責任者となり、看護師の役割を明確にした管理体制を整備している。</p> <p>感染症に関する病名・潜伏期間・感染可能期間・症状・登園基準は、一覧表に纏められており、感染症が発生した場合は、園で対応を協議検討し、対応している。予防策として、お茶うがいや手袋を使用するなど工夫している。</p> <p>感染症の予防については、責任者が保険だよりで職員への周知と保護者への注意喚起を行っている。感染症の対応マニュアルは現在看護師が作成中である。早期の作成が待たれる。</p>	
③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>避難及び消火訓練は年間計画があり、計画に沿って毎月、火災を想定した避難訓練を実施している。ただし、地震・津波・豪雨等の自然災害については、現在は訓練していない。近年の自然災害は、人間の想定を超える規模や被害であることから、最善の備えが必要となってきた。まずは、自然災害の起こりうる箇所を検討し、避難場所の検討が望まれる。更に、災害時の職員間の連絡網や避難先の確保、災害時の備蓄品のリストや管理など早急な体制構築が望まれる。</p> <p>また、保護者からの子どもの安否確認については、保育園専用の携帯電話番号を保護者へ周知しているが、保護者からの照会に関わらず、園側から保護者へ迅速に安否連絡が取れる連絡体制の整備についても検討することを期待したい。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

2 福祉サービスの質の確保	
(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価
① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	c
【コメント】 園の日常の保育は、理念と保育目標に沿って安全安心な保育に取り組んでいる。そのため園としての取り組みを標準化したマニュアルは作成されていない。 園の保育の基本となる保育に関する詳細なマニュアルや子どもの安全を守るためのリスクに応じたマニュアル、ヒヤリハット等の必要なマニュアルを日常の手順書として活用するため、全職員と協議し、職員の意見を取り入れ、全員でマニュアルの整備に取り組むことが待たれる。 マニュアル作成にあたっては、子どもの最善の利益、人権擁護、虐待防止、プライバシー保護の視点を重視し策定することが望まれる。	
② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
【コメント】 現状では、マニュアルの整備がないため、定期的な検証・見直しは行われていない。園は早急にマニュアルの整備に取り組む意向である。	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価
① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b
【コメント】 保育指導計画は、各クラス担任が責任者となり、入園時の家庭調査票や子ども・保護者との個人面談で一人ひとりの具体的な発達状況や意向把握を行い、栄養士を含めた関係職員による合議にて作成している。また、指導計画通りに保育を行っているかなど毎週のクラス会議で実施状況と見直しを行っている。	
② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】 保育指導計画は、毎週の主任会議で園長と関係職員で検討、見直しが行われており、変更時は、保護者への説明や同意を得ることを職員へ周知している。	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価
① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
【コメント】 保育の実施状況の記録は、園の定める様式によってクラスごとに記録管理しており、毎月の職員会議で職員間の情報共有を図っている。現在、記録内容や記録の書き方については口頭で指導している。今後は、記載要領の作成など、記録内容や記録の書き方の統一を図る取り組みに期待したい。	
② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】 個人情報の取扱いについては、職員には採用時に口頭説明と誓約書へのサインにより意識付けしている。記録の保管、保存、廃棄は、文書管理規定を整備しており、園内の所定の場所に的確に管理保管している。職員には日常の中で注意を促し、保護者には、子どもたちの写真を外部公表する際、その都度、取扱い説明をして同意を得ている。今後は、個人情報に関する職員研修の定期的な実施など、継続的な意識付けの工夫に期待したい。	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

A-1 保育所保育の基本	
(1) 養護と教育の一体的展開	第三者評価
① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b
【コメント】 保育課程は、児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針の趣旨に基づいて編成されており、保育の方針や子どもの発達過程、家庭及び地域性を考慮したものとなっている。当保育課程は、職員の話し合いの下、作成している。今後、定期的な評価見直しを期待したい。	
② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b
【コメント】 保育室は、温度を管理し、職員による毎日の清掃で清潔を保持しており、適切に職員を配置している。調乳室は保育室の一角に別室を設け、衛生面に配慮した造りとなっている。離乳食は、栄養士を交えて相談しながら提供しており、保護者から家庭での食事内容の報告があり、園での食事内容も連絡ノートや送迎時の保護者との面談で報告し、互いに情報を共有している。 おむつ交換時には、優しく声を掛けたり、子どもとの触れ合いを大切に接しており、天気の良い日は外気に触れるよう援助している。 SDISの予防は、一人ひとりのチェック表を職員の目に触れる場所に設置し、記録励行しており職員間で共有されている。保育室は1歳児と共有しており、睡眠時の乳児ベッドは柵で仕切られているものの、1歳児の遊ぶ声や音があり安眠できる静かな空間確保が課題である。	
③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b
【コメント】 登園時は、保護者からの報告と視診により体調管理に注力し、連絡ノートには検温・排便・食事の摂取量など園での活動状況を記し、保護者との連携を図っている。基本的な生活習慣については、箸の使い方や衣服の脱ぎ着、歯磨きなどがある。また、トイレ使用後は、子どもが自力でパンツ、ズボンを着けるよう見守るなど子ども一人ひとりの育ちに応じて援助している。 異年齢児との関わりは、外遊びの時と降園時間を共に過ごしている。子どもの教具、玩具については、職員のアイデア工夫によって創作した遊具もあるが、子どもの自発的な活動を促す観点から自由に選択できる玩具絵本類の補充検討を期待したい。	
④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b
【コメント】 3歳以上児の保育では、社会生活の基本である挨拶が元気に交わされている。室内における遊びは、保育士がお絵かき、粘土細工、ブロックなどを準備している。各クラスは簡易間仕切りで区切られており、間仕切りを移動し、広い環境を作ること異年齢の交流の場としても活用されている。 保育に関しては、各担任保育士が年齢別の保育内容に沿って、遊びの中から興味関心を促し、日常の挨拶と共に”ありがとう、ごめんなさい”等の社会的マナーの躰や一人ひとりの個性を活かす取組みが行われている。ただし、一人ひとりの子どもの発達に応じた遊具、絵本、楽器等は、充足しているとは言えず、今後の整備が望まれる。又、以上児クラスにおいては、子どもたちの自我による行動が活発であり、繁忙時の応援体制や応援依頼の検討・見直しも必要と思われる。	
⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	b
【コメント】 4、5歳児の保育には鼓笛や英語を取り入れ、集団での活動や知的好奇心を伸ばす取組みがある。また、園外マラソンを計画し、子どもたちが挑戦している。 小学校について知る機会として、卒園した小学児童の訪問があり、子どもと交流している。また、時計を使って時の感覚を養い、時間に沿って行動できるよう就学へ向けた取組みもある。 「気になる子ども」については、小学校の養護教員との話合っている。	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

(2) 環境を通して行う保育	第三者評価
<p>① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p> <p>【コメント】 園舎内は、毎日の清掃で清潔感があり、0、1歳児の保育室はエアコンによる温度管理と掃き出し窓で明るく、換気もできている。しかし、その他の保育室はエアコンの設備がないため、夏場は暑さ対策が大変であると園長のヒヤリングから確認できた。手洗い場やトイレは通り抜けができる配置で冬場は寒気が流れ込んでいるものの明るく清潔で、子どもが利用しやすく、安全に配慮している。沐浴設備やシャワー設備も迅速な対応ができる配置となっている。 0、1歳児の保育室の床はフローリングであるが、正座ができるようになると、テーブルを前に正座してお茶を飲んだり、食事をする光景がある。園長へのヒヤリングから正座は躰であるとのことであるが、0、1歳児はようやく股関節が開き始め歩くための姿勢が保てるようになった時期でもあり、膝や関節等に負担がないよう敷物や椅子などの配慮を期待したい。 寝具の管理については、毎日の天日干しで消毒乾燥に配慮されているが、寝具のクリーニングが年一回と少ない。今後、園舎建て替えの際には、寝具の衛生面や保育室の空調管理に併せて、トイレの冬場対策の検討も待たれる。また、子どもが年齢に応じて自由に選択して遊べる遊具、玩具の補充と充実にも期待したい。</p>	c
<p>② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p> <p>【コメント】 子ども一人ひとりの食事、排泄、睡眠、着脱など、基本的な生活習慣の確立に向け取組んでおり、2歳児にはロッカーを準備し、パンツ、ズボン、紙おむつ等を自分で出し入れできるように工夫している。着脱に関しては、自分でしようとする子どもの傍で保育士が様子を見守り、出来ない時に援助している。日頃はお漏らした子どもにやさしく対応しているが、時には叱ることもあると園長のヒヤリングから確認できた。子どもの心を傷つけないよう配慮することが望まれる。 睡眠時には、優しく声掛けしたり、身体に触れて睡眠を促し、午睡時は音楽を流したり絵本や紙芝居などで落ち着く雰囲気づくりに工夫している。ただし、カーテンを設置していないため、明るく心地よい眠りにつける環境としては課題となっている。新園舎ではカーテンの設置も期待したい。 子どもの健康維持に向けた取組みとして、うがい、歯磨き、手洗いの励行があり、毎週2、3回の散歩による体力の維持向上が図られている。園庭での遊具は、スペースが狭く限られたものとなっているが、隣接の広い公園が活用されている。今後、園庭の更なる整備の計画がある。</p>	b
<p>③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p> <p>【コメント】 活動場面では、子どもたちの主体性を尊重し、各クラスにおいて子どもが自由に選んで遊べるコーナーを設けており、お絵描き、粘土細工、ブロック遊び等がある。ただし、子どもの発達段階や興味関心に即した玩具・遊具を選択する場面は少なく、種類や数の補充など検討が望まれる。 子ども同士の交流は、登降園時に一緒に過ごし、3歳以上児と一緒に戸外へ出掛けたり、運動会や夏祭りの踊りなど園内行事、体験学習での共同体験の機会が多く設けられている。4歳児は“ありがとう、ごめんなさい”の挨拶や待つことを教え、社会的ルールを身につけるよう取組んでいる。</p>	b
<p>④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p> <p>【コメント】 自然や社会との触れ合いの機会は、日常的な散歩を通して季節を肌で感じたり、自然動植物園へ遠足を計画し動植物の観察を行っている。近隣の図書館へ絵本を借りに行ったり、汽車やバス、電車などの公共交通機関を利用した社会科見学を計画し、社会体験に取り組んでいる。</p>	a
<p>⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p> <p>【コメント】 職員による日常的な絵本の読み聞かせの他に、4、5歳児を対象に鼓笛演奏を取り入れている。CDカセットを2歳児以上のクラスに配備し、リズム遊びを取入れている。室内の楽器は、3、4、5歳児以上がいる1部屋にピアノを設置している。しかし、他の楽器は収納棚に保管されているため、子どもが自由に手にすることが出来ない。今後、工夫、検討が望まれる。</p>	b

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

(3) 職員の資質向上	第三者評価
① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	b
【コメント】 今回、初めての第三者評価受審に臨むにあたり、全職員が参加して自己評価票に基づく自らの保育実践の振り返り、新たな課題、改善点の見直しに繋げている。今後、園としての継続的な自己評価に期待したい。	
A-2 子どもの生活と発達	
(1) 生活と発達の連続性	第三者評価
① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	b
【コメント】 保育士は、子ども一人ひとりを受容し、理解するために家庭環境や育ちのスピードなど違いを把握し、尊重した保育を行っている。子どもを呼ぶときは「くん」「さん」付けで呼ぶよう園長は指導している。せかせるような言葉や制止するような言葉掛けは用いないよう配慮しているが、場合によっては出ていることもある。園の方針として、子どもを平等に保育することがあり、子どもによっては抱っこを要求したり、駄々をこねて職員がひとりに時間を費やすこともある。職員が子どものその時の状況によって判断ができるよう、保育の平等性については、園内で検討することを期待したい。	
② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b
【コメント】 現在、身体に重度の障害がある子どもがいない。設備面では階段があり、バリアフリーとはなっていない。気になる子どもについては、保護者と連携し、相互理解を深めている。また、職員会議で話し合い、全員で情報を共有している。障害児保育に携わる職員は研修を受講しており、園内研修も行っている。今後、新園舎では段差等のない施設になると予想される。	
③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b
【コメント】 延長保育については、異年齢が集まり一緒に遊んでいるため、その子の一日の連続性を配慮した保育とはなっていない。職員間では子どもの状況を引き継ぎ、保護者に報告すべきことも共有している。環境としては、畳や絨毯、ソファなどはなく、フローリングとなっている。また、夕食は自宅で取ることを考え、提供していない。	
(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場	第三者評価
① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	b
【コメント】 子どもの健康管理は、連絡帳で家庭と園での様子を伝え合っている。体調のすぐれない子どもには保護者に連絡し、適切に対応している。健康管理に関するマニュアルや保険計画は確認できない。今後は看護師を中心に子どもの健康管理についてマニュアルを整備するとともに、職員間で共有し、適切に対応できるよう整備することが望まれる。	
② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	b
【コメント】 食事は給食室から各クラスに配られ、職員が器に注いで子どもに渡している。食事が保育室内であるため、食事する部屋としての雰囲気づくりは難しい面がある。 栄養士は子どもたちが食べ物に関心を持つよう子どもたちが育てた大根を献立に入れたり、イチゴ狩りしたイチゴでジャムを作っておやつに提供している。また、色合いや見た目から食欲が増すと考え、日頃から工夫している。おかわりの意欲を引き出す工夫として、少なめに盛りつけることもある。 4、5歳児は、箸や果物を給食室に取りに来ている。時にはお弁当を持って戸外で食べることもある。	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	b
【コメント】 一人ひとりの食べる量や好き嫌いは把握している。残食の結果から、やわらかくして提供するなど調理に反映している。冬至のカボチャや七夕のそうめんに星型の食材を入れるなど、季節感のあるメニューである。食器は乳幼児が持てる軽い物や壊れにくい素材を選択している。おやつは毎日手作りで提供している。自宅での離乳食の状況は担当職員から聞き共有している。	
④ 健康診断・歯科健診の結果や子どもの発育発達状況について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	b
【コメント】 春秋に内科検診と歯科検診を行っており、歯科医と歯科衛生士が2歳児から歯磨き指導を行っている。検診の結果は、保健だよりで保護者に伝えており、気になることがある場合は個別に連絡している。フッ素塗布を導入し、子どもの健康に配慮している。	
(3) 健康及び安全の実施体制	第三者評価
① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	b
【コメント】 アレルギーについては、検査結果を医療機関から得ており、除去食の指示書に沿って提供している。アレルギー食は付箋を付けたり、トレーを変えるなど区別している。状況によっては、テーブルを別にすることもあ る。	
② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	b
【コメント】 過去1年間に衛生管理で問題は発生していない。 調理場、水周りなどの衛生管理は栄養士を中心に調理担当の職員が実施している。衛生管理マニュアルを整備しており、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。栄養士、調理担当職員は会議を開き、定期的に話し合う場を設けている。	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

A-3 保護者に対する支援	
(1) 家庭との緊密な連携	第三者評価
① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	b
【コメント】 献立表は、1ヶ月分を保護者に届けている。家庭での毎朝の食事内容は、毎日の連絡ノートや登園時に口頭で報告されており、離乳食については、栄養士が食事提供に工夫している。食育での家庭との連携については、毎月発行している「きゅうしょくだより」を通して、専門的な立場から保護者に食育への関心を促す取組みを行っている。 当日の献立や量をサンプルとして保護者の目に付く玄関に展示するよう計画・検討している。	
② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	b
【コメント】 保護者との密接な連携は、連絡ノートや毎日の送迎時の面談を通しての日常的な情報交換がある。また、保護者参加の親子バス遠足・運動会・年1回のクラス参観・お遊戯会・卒園式等があり、保護者との信頼関係を構築している。 保護者との情報交換は密に行われているが、聞き取り情報の記録がない。職員間で検討が必要な案件については、記録するなどの仕組みを構築することが望まれる。	
③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	b
【コメント】 保護者会を結成している。園では園長、職員が毎日の保護者の送迎時のコミュニケーションを図り、保護者参観やクラス会での保護者懇談会を設けている。また、新入園児の個別懇談では、子どもの発達や育児などについて保護者と共通の理解を図る機会として位置づけている。	
④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	c
【コメント】 不適切な養育や虐待に対して、おむつ交換時やシャワー使用時に身体観察を行うよう職員へ周知し、早期発見に努めている。 気になる子どもについては、それとなく保護者からの聞き取りを行っている。不適切な養育や虐待を察知した時は、園長から理事長へと報告連絡による協議対応と周知している。ただし、児童虐待を発見した場合のマニュアルがなく、職員参画による早期の整備が待たれる。また、作成したマニュアルを用いての職員研修と定期的なマニュアルの見直し点検が望まれる。	

事業所プロフィール（保育所）

1. 事業所名称：ひまわり保育園
2. 運営主体（法人名等）：社会福祉法人なかよし福祉会
3. 事業所所在地：長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷362番地 1
4. 事業所の長の氏名（園長等）：本下昭子
5. 連絡先
電話：0957-46-1485
Fax：0957-46-1489
eメール：himawari-hoikuen@ngs2.cncm.ne.jp
ホームページ：<http://himawari.noor.jp/>
6. 当該事業の開始年月日：平成26年4月1日
7. 同一事業所（同一敷地内または同一建物内で行われる事業を指す）で実施している同一運営主体の主な福祉サービス事業

保育園

8. 事業所が大切にしている考え方（事業所の理念や基本方針等を簡潔にお書きください。
リーフレット等の資料を添付していただいても結構です。）

しおり添付

9. 現在の職員数（ 27年 10月 1日現在）：17人
常勤職員数 14人、非常勤職員数 3人（常勤換算 1.5人）

10. 定員及び現在の利用者：

(1) 一般保育

	定員（人）	利用者数（人）
0歳児	6	11
1歳児	12	10
2歳児	12	12
3歳児	10	12
4歳児	10	16
5歳児	10	11
計	60	72

(2) 特別保育

	定員（人）	利用者数（人）
延長保育		一か月延べ 462人
障害児保育		1人
病後児保育		
一時保育		一か月 2~3人
その他 ()		

11. 現在のサービス提供能力（利用状況）と利用者数

（以下のいずれかに○印をおつけください）

- ① サービスを希望しながら待っている人がかなりいる。
- ② ほぼサービス提供能力に見合った利用者数で、待っている人はほとんどいない。
- ③ サービス提供能力に余力があり、希望者があれば受け入れたい。

12. 施設の状況

(1) 建物面積（保育園分）：

357.72 m² 利用者1人あたり _____ m²

(2) 園庭面積：

469.46 m² 利用者1人あたり _____ m²

(3) 建築（含大改築）後の経過年数：

23 年

(4) 保育所の設置形態

・ 単独設置の場合：(_____ 1階建)

・ 他施設と併設の場合：

併設施設種別：

保育所の使用階数： _____ 階部分

・ 建築（含大改築）後の経過年数：(_____ 23 年)

・ 3年以内の大改築計画の有無：(有) ・ 無)

(5) 立地条件など

① 交通の便： 彼杵 駅から (徒歩) バス、その他 (_____) で 10 分
バス停 _____ から 徒歩 _____ 分

② 近隣の環境（周辺道路の状況、近隣の施設や建物、公園までの距離など）

彼杵駅から、彼杵高速インターを降りてからも、車なら、5分とかからない、交通は便利な場所にあります。

図書館も歩いて5分くらいで行けます。

国道に面していない裏通りで、廻りは畑・田んぼ・海です。

自然に恵まれた場所です。

13. 苦情解決の体制について

(1) 第三者委員設置の有無

設置している（委員数 2 人） ・ 設置していない

(2) 第三者委員の活動状況（定期的な訪問を依頼しているような場合その訪問頻度等）：

特に定期的な訪問は依頼していない。

(3) その他苦情解決に向けての取組み（意見箱の設置、オンブズマンの導入等）につい

てご記入ください

園の玄関に意見箱設置している。

14. 各種マニュアルの整備

- (1) 基本業務実施マニュアル (整備している 整備していない)
- (2) 感染症対応マニュアル (整備している 整備していない)
- (3) 事故発生対応マニュアル (整備している 整備していない)
- (4) その他のマニュアル類がありましたらご記入ください

15. 事業所の特徴

サービス面で、他の事業所と比較をして優れていると思われる点、特徴があると思われる内容を3つ以内でお書きください。

① 日曜日も、お仕事のご家庭などは、申込みしていただき、園でお預かりしております。
休日保育実施

② 公共交通機関を使い、園外保育に出掛けます。
公共マナー、を学習。

③ 食育の一貫として、畑に種や苗を植え、経過を観察し、収穫し、感謝し、給食で頂いています。